

(趣旨)

**第1条** この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会教育施設等)

**第2条** 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項の各種学校で、その教育課程が同法第1条の学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (3) 前2号に掲げるもののほか、主に児童の利用に供する施設又は多数の児童の利用に供される施設で、規則で定めるもの。

(意見聴取)

**第3条** 法第3条第4項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設について、当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 国及び地方公共団体以外の者が設置する施設 当該施設を監督する行政庁。ただし、当該施設を監督する行政庁がないときは、区長

(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)

**第4条** 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。
  - ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。
  - イ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。
- (2) 旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
- (3) 旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。
- (4) 旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。

- (5) 寝具類については、次に掲げる措置を講じること。
- ア 布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。
  - イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。
  - ウ 布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。
- (6) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。
- ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。
  - イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。
- (7) 浴室については、次に掲げる措置を講じること。
- ア 浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。
  - イ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。
  - ウ 浴槽は、1日に1回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、7日以内に1回以上換水すること。
  - エ 共同浴室にあつては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。
  - オ 貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。
    - (ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。
    - (イ) 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。
  - カ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。
    - (ア) ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。
    - (イ) 循環配管は、1週間に1回以上内部の消毒を行うこと。
    - (ウ) 集毛器は、毎日清掃を行うこと。
    - (エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。
    - (オ) 浴槽水は、レジオネラ属菌について1年に1回以上水質検査を行うこと。
  - キ オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、3年間保存すること。

- (8) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。
- (9) 客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。
- (10) 便所については、次に掲げる措置を講じること。
  - ア タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。
  - イ 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。
- (11) 宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。

(宿泊を拒むことができる事由)

**第5条** 法第5条第4号の条例で定める事由は、宿泊し、又は宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるときとする。

一部改正〔令和5年条例56号〕

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

**第6条** 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室は、次に掲げる基準によること。
  - ア 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。
  - イ 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。
  - ウ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。
- (2) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。
- (3) 浴室は、次に掲げる基準によること。
  - ア 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。
  - イ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。
    - (ア) ろ過器を使用する場合は、十分なるろ過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。
    - (イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。

(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

ウ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

(4) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。

ア 専用の元栓を有すること。

イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

(5) 便所は、次に掲げる基準によること。

ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。

イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

ウ 共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。

エ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。

(6) 共同洗面所を設ける場合は、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有すること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

**第7条** 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 政令第1条第1項第2号に掲げる宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものを有すること。

(2) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。

(3) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。

(4) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。

2 前条（第1号ア及びイを除く。）の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

（下宿営業の施設の構造設備の基準）

**第8条** 政令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、客室が収容定員に応じた十分な広さであることとする。

2 第6条第1号ウ、第3号から第6号まで及び前条第1項第3号の規定は、下宿営業の施設について準用する。

（構造設備基準の適用除外）

**第9条** 省令第5条第1項の施設について、その構造設備が第6条及び第7条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる旅館業の施設について、当該各号に定める基準を適用しないことができる。

（1）旅館・ホテル営業の施設 第6条第2号、第3号ア及び第5号の基準

（2）簡易宿所営業の施設 第7条第1項第4号並びに同条第2項において準用する第6条第2号、第3号ア及び第5号の基準

2 前項に定める場合のほか、旅館業の施設について、その構造設備が第6条第5号の基準（第7条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。）による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準によらないことができる。

（委任）

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。